二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町熊野字ヘン谷五三〇〇の四、字矢坂五三二〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヘン谷五三〇〇の四(次の図に示す部分に限る。)、字矢坂五三二〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町熊野字熊野谷五五四三の一、五五四四、五五四五の一、五五四六の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町久連子字日添九四の九一(次の図に示す部分に限る。)、九四の一〇一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字日添九四の九一・九四の一〇一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道古宇郡神恵内村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　公衆の保健
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県紫波郡紫波町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び紫波町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道美唄市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　風害の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに三笠市役所及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町上久野一八六九の八
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町飯田四の一、六八一の三
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅